

○ 仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第六条 法第六十三条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 取締役等が法第六十三条の五第一項第十号ロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面</p> <p>〔五〕十八 略〕</p> <p>(財産的基礎等)</p> <p>第九条 「略」</p> <p>2 法第六十三条の五第一項第十号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため仮想通貨交換業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 取締役等が法第六十三条の五第一項第十号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役等が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書）又はこれに代わる書面</p> <p>〔五〕十八 同上〕</p> <p>(財産的基礎)</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

別紙様式第4号（第6条、第11条第1項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお
ける住所又は居所

居 住 地

氏 名

（通称名 ）

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第63条の5第1第10号ロに該当しないことを誓約
します。

（記載上の注意）

[略]

別紙様式第4号（第6条、第11条第1項関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

国 籍

国籍に属する国にお
ける住所又は居所

居 住 地

氏 名

（通称名 ）

生 年 月 日

誓 約 書

私は、資金決済に関する法律第63条の5第1項第10号イ及びロに該当しないこ
とを誓約します。

（記載上の注意）

[同左]

備考 第5の [] の記載は別紙様式第4号